

審 査 報 告 書

平成30年1月18日

千葉市政治倫理審査会

千葉市長の政治倫理に関する条例（平成22年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第10条に基づき、市長より資産等報告書等の審査を求められた。これを受けて審査を行ったので、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 審査の対象

条例に基づき市長が作成した任期開始の日において有する資産等の次の報告書（以下「資産等報告書」という。）

（1）資産等報告書（条例第4条第1項）

2 審査経過

（1）第13回千葉市政治倫理審査会

ア 日時

平成29年12月20日（水） 午後3時00分から午後3時11分まで

イ 場所

議会棟3階・第4委員会室

ウ 審査の方法

資産等報告書の審査は、市長が作成した資産等報告書について、報告書が定められた様式及び要領に沿って記載されているか点検を行うとともに、記載事項について内容を確認するなど、報告書に疑義がないかを審査した。

3 審査結果

特に指摘すべき事項なし

4 特に記載を求める審査委員の意見

なし

5 その他審査会が必要と認める事項

なし